



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月15日金曜日 第2210号外1

◇ 目次 ◇

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例..... 1

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... 2

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例..... 3

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例..... 4

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例..... 4

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... 4

条 例

○愛媛県条例第44号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p>第5条 省略</p> <p>第7条 非常勤の監査委員等の報酬の支給方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 当該報酬の額が日額で定められている場合 <u>その都度支給する方法又は一月の分を次の月の知事が定める日に支給する方法</u></p> <p>(2) 当該報酬の額が月額で定められている場合 <u>一般職の職員の例により支給する方法</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p>第9条 知事等、教育長及び一般職の職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第5条又は前条の給与は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">非常勤の監査委員等の報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職 名</th> <th style="width: 50%;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	省略		<p>（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（労働委員会委員の報酬の特例）</p> <p>第7条 <u>労働委員会委員が公益委員会に出席し又はあつせん、調停、仲裁若しくは審問のため出席した場合は、前条に規定する報酬のほか、1日につき300円を支給する。</u></p> <p>（給与の支給方法）</p> <p>第8条 <u>非常勤の監査委員等の報酬額が月額で定められている場合の報酬の支給方法は、一般職の職員の例による。</u></p> <p>2 <u>前項以外の非常勤の監査委員等の報酬は、その都度これを支給する。</u></p> <p>第9条 省略</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p>第10条 知事等、教育長及び一般職の職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第5条又は第9条の給与は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">非常勤の監査委員等の報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職 名</th> <th style="width: 50%;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	省略	
職 名	報 酬 額								
省略									
職 名	報 酬 額								
省略									

人事委員会	委員長	勤務 1 日につき	30,000円
	委員	同	27,000円
教育委員会	委員長	同	30,000円
	委員	同	27,000円
選挙管理委員会	委員長	同	30,000円
	委員	同	27,000円
	補充員	同	27,000円
省略			
労働委員会	会長	勤務 1 日につき	30,000円
	公益委員	同	27,000円
	その他の委員	同	27,000円
	特別調整委員	同	27,000円
収用委員会	会長	同	30,000円
	委員	同	27,000円
	予備委員	同	27,000円
海区漁業調整委員会	会長	同	21,000円
	委員	同	19,000円
内水面漁場管理委員会	会長	同	21,000円
	委員	同	19,000円

別表第 3 (第 11 条関係) 省略

人事委員会	委員長	同	200,000円
	委員	同	180,000円
教育委員会	委員長	同	200,000円
	委員	同	180,000円
選挙管理委員会	委員長	同	200,000円
	委員	同	180,000円
	補充員	勤務 1 日につき	12,000円
省略			
労働委員会	会長	同	200,000円
	公益委員	同	180,000円
	その他の委員	同	180,000円
	特別調整委員	勤務 1 日につき	12,000円
収用委員会	会長	月額	200,000円
	委員	同	180,000円
	予備委員	勤務 1 日につき	12,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額	67,000円
	委員	同	63,000円
内水面漁場管理委員会	会長	同	35,000円
	委員	同	30,000円

別表第 3 (第 12 条関係) 省略

附 則

- この条例は、平成22年11月1日から施行する。
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第 1 項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務 1 日につき35,300円を超え37,900円以下であるものに対する第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第 1 項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「35,200円」とあるのは、「37,700円」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第 1 項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務 1 日につき35,300円を超え37,900円以下であるものに対する第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第 1 項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「35,200円」とあるのは、「37,700円」とする。</p>

○愛媛県条例第45号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定こども園の認定の基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り</u> _____、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>4～7 省略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定こども園の認定の基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては</u> _____、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>4～7 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 広域化等支援方針（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 広域化等支援方針を作成するとき。</p> <p>(2) 広域化等支援方針に定める施策を実施するとき。</p> <p>(3) 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行うとき。</p> <p>(4) 国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を行うとき。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 _____ 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県農林水産研究所使用料条例（昭和38年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第4条 知事は_____、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第4条 知事は、<u>公共団体の依頼による場合</u>において、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（市町が処理する事務に係る交付金の特例）</p> <p>2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に港湾施設を占有し、又は使用した海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規定に基づき当該占有又は使用に係る占有料又は使用料を減免した場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定する額に、当該減免した占有料及び使用料（知事が定めるものに限る。）の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を加算するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>（市町が処理する事務に係る交付金の特例）</p> <p>2 平成21年4月1日から平成22年9月30日までの間に港湾施設を占有し、又は使用した海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規定に基づき当該占有又は使用に係る占有料又は使用料を減免した場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定する額に、当該減免した占有料及び使用料（知事が定めるものに限る。）の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を加算するものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

○愛媛県条例第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第4（第10条、別表第5関係）

店舗型性風俗特殊営業の種別	地域
法第2条第6項第1号及び第2号並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第5条の営業	省略
省略	

注 省略

別表第5（第11条関係）

店舗型性風俗特殊営業の種別	地域
法第2条第6項第1号及び第2号並びに令第5条の営業	省略
省略	

注 省略

別表第7（第13条関係）

手数料を納めなければならない者	区 分	金額
1 法第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は令 _____ _____ _____ 第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（7の項を除き、以下「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。 ア・イ 省略 (2)・(3) 省略	省略
2～17 省略		
備考 省略		

改 正 前

別表第4（第10条、別表第5関係）

店舗型性風俗特殊営業の種別	地域
法第2条第6項第1号及び第2号_____の営業	省略
省略	

注 省略

別表第5（第11条関係）

店舗型性風俗特殊営業の種別	地域
法第2条第6項第1号及び第2号_____の営業	省略
省略	

注 省略

別表第7（第13条関係）

手数料を納めなければならない者	区 分	金額
1 法第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（7の項を除き、以下「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。 ア・イ 省略 (2)・(3) 省略	省略
2～17 省略		
備考 省略		

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。